## 第 46 号議案

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月17日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

## 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 31 年 厚生労働省令第 49 号)の施行に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26年豊後大野市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の 確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
  - (2) 法第6条の3第12項及び法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
  - 第16条第1項第4号中「給与等、」の次に「利用」を加え、「。附則第3項において同じ」を削る。

第 45 条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施される ものに限る。)」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。